

ふるさと自然の会 会長 川内野 善治 様

宇久島におけるメガソーラーの事業につきましては、4月12日及び18日に事業者から事業計画の内容について説明を受けておりますが、説明内容を踏まえ、平成25年6月26日付けで貴会からいただいた要望書に対し下記のとおり回答いたします。

なお、要望の中の「保安林の解除を行わないこと」につきましては、平成24年5月18日付けで貴会から「佐世保市宇久町の保安林の解除をしないように要望します」の要望を受け、平成24年6月13日付けで林政課長から回答を行ったところですが、今一度、保安林解除に関する考え方を述べさせていただきます。

記

(1)メガソーラー建設にも県条例による環境影響評価の実施を義務付けること

太陽光発電事業につきましては、環境影響評価法及び本県の条例において、環境アセスメントの対象事業としておりません。

宇久島での太陽光発電事業計画については、ご指摘のとおりソーラーパネルが広範囲に敷設されるため、生態系や景観に影響を与えることが懸念されることから、県からも事業者に対し環境影響に配慮するよう求めたところです。

なお、本県環境影響評価条例では、30ha以上の土地の形質の改変を伴う面積的な広がりを持つ事業については、環境アセス

メントの対象としており、太陽光発電事業につきましても、これに該当する場合は対象事業となることを申し添えます。

(2) 現に利用されていない農地(牧野を含む) 以外への建設を認めないこと

事業者の説明によると、現に農地として活用していない耕作放棄地や遊休地に建設する予定と伺っております。

いずれにしましても、建設にあたっては、関係法令等を遵守する必要がありますので、県におきましても法令等に違反することがないように必要に応じ、指導してまいります。

(3) 保安林の解除を行わないこと

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能に着目し、受益の対象との関係において特にそれらの公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業を確保することによって所期の機能の維持増進を図り、公共目的を達成しようとするものです。

このため、保安林の解除については、指定理由の消滅、公益上の理由、により必要が生じた場合に限られていることはすでに回答したところです。

前回の回答の繰り返しになりますが、転用を目的とする解除申請の場合の具備すべき要件として

用地事情等

その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困

難であること。

面積

保安林の転用に係る土地の面積が必要最小限のものであること。

実現の確実性

事業に関する計画の内容が具体的であり、計画どおり実施されることが確実であること。

事業を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。

代替施設の設置

当該保安林の指定の目的の達成に支障のないよう代替施設の設置等の措置が講じられたか、又は講じられることが確認できるか。

をすべて満たす必要があります。

宇久町における風力及びメガソーラー発電に伴う保安林解除申請書が提出された場合には、上述の要件審査及び佐世保市や土地所有者等利害関係者の意向などについて総合的に検討を行い、当該保安林の解除の可否について個別に判断することになりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

再生可能エネルギーの普及促進につきましては、環境保全を前提に今後も取り組んでまいりますので、本県行政にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成25年7月9日

長崎県環境部環境政策課 課長 小嶺和伸

長崎県産業労働部グリーンユティール推進室 室長 黒崎 勇

長崎県農林部農地利活用推進室 室長 長岡 仁

長崎県農林部林政課 課長 佐藤義高